

# 一 般 資 金

## ～事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度～

融 資 対 象 と なる 方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている法人である中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、以下のすべてを満たす方</p> <p>(1) 保証協会への保証申込日以前2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、当該中小企業者の代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。          ア 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。          イ 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。</p> <p>(4) 次のア及びイについて継続的に充足することを誓約する書面を提出すること。          ア 申込日以降において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。          イ 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、当該中小企業者の代表者への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資 金 使 途 融 資 期 間 等	<p>◆運転資金・設備資金 10年以内</p> <p>&lt;原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、1年以内の据置可&gt;</p>
融 資 利 率	◆取扱金融機関が定める固定金利
融 資 限 度 額	<p>◆8,000万円</p> <p>※ただし、保証協会の無担保保証の利用可能額の範囲内、また、経営安定関連保証を利用する場合は保証協会の経営安定関連保証での利用可能額の範囲内</p>
信 用 保 証 料 率	<p>◆融資対象(3)ア及びイに該当：保証協会所定の料率に0.25%上乗せした料率</p> <p>◆融資対象(3)ア又はイのいずれか一方に該当：保証協会所定の料率に0.45%上乗せした料率</p> <p>◆保証料率の0.10%相当額を補助(※)</p> <p>※なお、保証申込日に応じてR8.4.1～R9.3.31：0.05%となる。</p>
担 保 ・ 保 証 人	<p>◆保証協会の信用保証が必要</p> <p>◆担保及び連帯保証人は不要</p>
受 付 機 関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行(※1)、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫(※2)、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行(※1)、みずほ銀行(※1)、商工組合中央金庫</p> <p>(※1)は京都市制度のみ、(※2)は京都府制度のみ取扱い可</p>
実 施 期 間	◆令和7年4月1日～令和8年3月31日保証申込受付分

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。